

危機管理会議

日時：平成 26 年 4 月 7 日（月）16:30～

場所：県庁 4 階 405 会議室

協議事項

- ・ 本県における豚流行性下痢の疑い事例の確認について
- ・ 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案への対応について

豚流行性下痢の疑い事例の確認について

本県の養豚農場において、豚流行性下痢（P E D）を疑う事例が確認されました。

本病の症状は、水様性の下痢を主徴とし、10日齢以下の「ほ乳豚」では死亡率が高いものの、母豚や肥育豚では一過性の下痢で治癒し、人に感染することはありません。

また、本病は、家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定されていますが、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病のように殺処分等の防疫措置は実施されず、治癒後は、通常どおりと畜場等へ出荷することができます。

1 疑い事例の概要

農場所在地 : 徳島県阿南市

飼養状況 : 肥育経営養豚農場

2 経緯

- (1) 平成26年4月5日静岡県でP E D疑い事例が発生。その農場の出荷先とし、徳島県が含まれることが判明。
- (2) 4月6日午前、徳島家畜保健衛生所の家畜防疫員が当該農場へ立入検査を行い、導入豚で下痢を確認、検査材料を採取。
- (3) 同日、検査材料を徳島家畜保健衛生所病性鑑定課へ搬入、遺伝子検査を実施。
- (4) 4月7日、遺伝子検査で陽性の判定。P E Dを疑う事例を確認。
- (5) 現在、確定診断を実施中。

3 防疫措置

(1) 当該農場

- ・治癒までの間、豚の移動を自粛要請。
- ・豚舎の消毒等まん延防止対策の徹底を指示。

(2) 県下養豚農家

発生情報の周知、異常の有無の確認及び侵入防止対策の徹底を指導。

[報道機関へのお願い]

農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあることから、慎むようお願いします。

【参考資料】

豚流行性下痢（P E D）とは

ウイルスの感染による豚の伝染病で、家畜伝染病予防法において「届出伝染病」に指定されている。

【家畜伝染病予防法で規定される伝染性疾病の種類】

家畜伝染病：病性が激しく、伝搬力が強い悪性の疾病で、まん延防止のために強力な措置（殺処分、移動制限等）を講ずる必要がある伝染病（口蹄疫や鳥インフルエンザ）

届出伝染病：家畜伝染病に比べて病性が弱いが、発生の状況を把握して被害の防止を図る必要がある伝染病（本病など）

(1) 主な症状は水様性下痢や嘔吐で、10日齢以下の子豚は死亡率が高いが、母豚や肥育豚の死亡はまれで、一週間程度で治癒する。

(2) 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など「家畜伝染病」の対応とは異なり、殺処分や移動制限等の防疫措置は実施せず、治癒後は通常どおりと場へ出荷することができる。

◎発生状況

(1) 国内発生状況（平成26年4月4日現在）

平成25年10月以降に、九州を中心に19県251件の発生が確認されている。

発生県	初発事例確認日	発生件数	発症頭数	死亡頭数
沖縄県	H25.10.1	4	242	75
茨城県	H25.11.18	2	406	234
鹿児島県	H25.12.11	137	153,000	25,000
宮崎県	H25.12.13	61	14,981	9,326
熊本県	H26.1.28	11	3,324	585
愛知県	H26.2.16	7	780	980
青森県	H26.2.24	1	2,548	419
高知県	H26.3.4	3	459	8
岡山県	H26.3.13	2	1,042	21
佐賀県	H26.3.14	9	1,910	492

発生県	初発事例確認日	発生件数	発症頭数	死亡頭数
大分県	H26.3.16	3	2,667	1,410
鳥取県	H26.3.13	1	109	41
福岡県	H26.3.20	1	516	51
長崎県	H26.3.28	1	1,500	75
埼玉県	H26.3.28	1	31	25
千葉県	H26.3.27	1	1,006	21
三重県	H26.3.29	4	1,151	386
香川県	H26.4.2	1	853	4
愛媛県	H26.4.4	1	300	132
合計		251	186,825	39,285

(2) 海外での発生状況

米国では、平成25年4月以降本病が大流行しており、平成26年3月26日の公表データでは27州において5,019件の発生が報告されているが、最近は、中国、韓国、台湾などでも発生している。